

健生発1115第4号
令和6年11月15日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

令和6年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第22条の規定に基づき定められた食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）第三の六に基づき、食品流通量が増加する年末における食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図る見地から、全国一斉に取締りを行うこととしましたので、別添の実施要領に基づき遺漏なく実施するようお願いします。

本実施要領は、年末一斉取締りの実施に当たっての基本的事項のみを示しているため、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づき、適宜事項を追加して実施してください。

また、監視指導の結果、汚染食品を発見した場合のほか、食中毒が発生した場合には、流通経路の遡り調査を徹底して行い、汚染源を排除するための適切な措置を講ずるとともに、関係機関に対して速やかに情報提供するようお願いします。

なお、一斉取締りの取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
担当：後藤、古徳
代表電話：03-5253-1111
(内線：2478、4251)
直通電話：03-3595-2337